投票のために「登録申請」をしましょう。

外国にいても「在外選挙制度」で、日本の国政選挙の 投票ができます。

海外で投票するには在外選挙人名簿への登録を申請する必 要があります。

登録の申請方法には、出国前に国外への転出届を提出する 場合に市区町村の窓口で申請する方法(出国時申請)と、出 国後に居住している地域を管轄する日本大使館・総領事館 (領事事務所を含みます。)に申請する方法(在外公館申請) があります。

※いずれか一方の方法により申請をしてください。

出国前に市区町村窓口で申請する場合(出国時申請

1 登録資格

- ■年齢満18歳以上の方
- ■日本国籍をお持ちの方
- ■国内の最終住所地の市区町村の選挙人名簿に登録されている方
- ■国外に住所を有する方

2 申請書の提出方法

- ■転出届提出後、申請者本人又は申請者からの委任を受 けた方が、直接、市区町村の選挙管理委員会の窓口で申 請してください。
- ※申請書は市区町村の選挙管理委員会等、また、総務省のホームページでも
- ※申請できる期間は、転出届の提出日から転出届に記載された転出予定日当 日までの間です。

3 申請時の持参書類

(1)申請者本人による申請

旅券(パスポート)、マイナンバーカード、運転免許証、官公庁 の身分証、国公立大学の学生証など

(2)申請者から委任を受けた方を通じた申請

上記(1)の書類に加え、次の書類が必要になります。

①申請に来ている者の本人確認書類

日本国又は地方公共団体が交付した顔写真付きの身分証明書 (旅券、マイナンバーカード、運転免許証、官公庁の身分証)又は その他選挙管理委員会が適当と認める書類

②申出書

※あらかじめ、登録申請者本人がこの「申出書 | と「在外選挙人名簿登録申請書 | に署名する必要があります。

4 その他

国外に住所を有することが登録の要件になりますので、出国後は早 めに、在外公館等に「在留届 | を提出してください。

(インターネットでも届出ができます。)

申請時に旅券番号や連絡先(電話番号やメールアドレス)を記載い ただくと、円滑に登録が行われます。

在外公館等に申請する場合(在外公館申請)

1 登録資格

- ■年齢満18歳以上の方
- ■日本国籍をお持ちの方
- ■海外に3ヶ月以上お住まいの方

(あなたの住所を管轄する日本大使館・総領事館の区域内に引き続き3ヶ月以上お住まいの方) なお、申請時に3ヶ月以上住所を有している必要はなく、「在留届」の 提出と同時に申請書を提出することができます(この場合、領事官が 3ヶ月以上住所を有したことを確認した後、市区町村選挙管理委員 会において在外選挙人名簿に登録されます。)。

※海外への転出時には、お住まいの市区町村において転出届を提出する必要があり ます。

2 申請書の提出方法

- ■申請者本人又は申請者の同居家族等が、直接、お住まいの住所 を管轄する日本大使館や総領事館の領事窓口に申請してください。
- ■窓口時間は、日本大使館や総領事館によって異なりますので、ご 確認ください。
- ※1 申請書は日本大使館や総領事館にあります。また総務省のホームページでも入手
- ※2 申請書には、日本での最終住所地と本籍地を記入する必要がありますので、事前 にご確認ください。

3 申請時の持参書類

(1)申請者本人による申請

- ①旅券等(出国時申請と同じ)
- ②領事官の管轄区域内に住所を定めた年月日から、登録申請 日まで居住していることを証明する書類(住居の賃貸借契約 書、居住証明書、住民登録証、住所が記載されている電気・ ガスの領収書など)
- ※3ヶ月以上住所を有してから申請する方は、住所を有している全期間ではなく、 3ヶ月以上住所を有していることを証明できる書類で足ります。
- ※以下の場合には②の書類が不要となります。
- ・3ヶ月以上住所を有してから申請する方が、在留届を3ヶ月以上前に提出してい
- ・住所を有している期間が3ヶ月未満の時点で申請する方が、申請書の「左の 領事官の管轄区域内に住所を定めた年月日 | 欄に記載する日以前に既に 在留届を提出している場合

(2)同居家族等を通じた申請

上記(1)の書類に加え、次の書類が必要になります。

- ③申請を行う同居家族等の方の旅券(パスポート)
- ※旅券以外の身分証明書は認められませんので、ご注意ください。
- ④申出書

在外選挙人証の受領

名簿に登録されると「在外選挙人証」が交付されます。在外選 挙人証は在留地における住所地での受領のほか、登録申請 時に希望した場合には、在留届の「在留地の緊急連絡先」欄 に記載されている場所でも受領することが可能です。

※在外選挙人証は、投票する都度提示していただくものです。大切に保管してく ださい。

帰国後は、転入届を提出してから3か月経過後に、帰国した先の市 で注意 区町村の選挙人名簿へ登録されるので、その市区町村で投票するこ ととなります。

> ただし、選挙人名簿に登録される前でも、国政選挙については、転入 届を提出してから4か月間は在外選挙人名簿の登録が残りますので、そ の間は、在外選挙人名簿に登録されている市区町村で投票できます。

> なお、転入届を提出して4か月後には、在外選挙人名簿から抹消さ れますので、在外選挙人証を直接又は郵送で在外選挙人名簿に登 録されていた市区町村に返却してください。

総務省 https://www.soumu.go.jp/ 外務省 https://www.mofa.go.jp/mofaj/

在外選挙制度

外国にいても 日本の国政選挙に 投票できます!!

「在外選挙人名簿の登録申請」と「投票方法」



3つの投票方法により投票できます。

在外選挙の投票方法

- 在外選挙の対象となる選挙 衆議院議員及び参議院議員の選挙
- ■選挙できる選挙区

登録された市区町村の属する選挙区となります。



海外で投票する場合

最寄りの日本大使館・総領事館が在外公館投票を 実施するか否かは直接問い合わせるか、外務省の ホームページでご確認ください。

●在外公館投票が実施される場合

「在外公館投票」と「郵便等投票」のいずれかを選択のうえ、投票できます。なお、在外公館投票を実施する日本大使館・総領事館であれば、国・地域を問わず投票できます。

●在外公館投票が実施されない場合

「郵便等投票」が行えます。なお、在外公館投票を実施する他の日本大使館・総領事館に直接出向いて「在外公館投票」を行うこともできます。

1.在外公館投票

在外公館投票は、直接日本大使館・総領事館(領事事務所を含む)に出向いて、「在外選挙人証」と「旅券」等の身分証明書を提示して投票する方法です。

●投票場所

日本大使館・総領事館の事務所内に投票所が設置されます。

●投票期間

選挙の公示の翌日から各日本大使館・総領事館ごとに定めら

れた締切日までとなります。

※補欠選挙等の場合は、告示の翌日以降であらかじめ指定された日にのみ投票できます。

●投票時間

原則的に現地時間の午前9時30分から午後5時までです。 ※地理的な事情等で、例外的な時間設定をすることがあります。

●持参書類

①在外選挙人証 ②旅券

※旅券が提示できない場合は、日本国又は居住国の政府や地方公共団体が交付 した顧写真付き身分証明書でも差し支えありません。

2.郵便等投票

郵便等投票は、登録先の選挙管理委員会に対して、投票用紙等の交付請求を行い、入手後に同用紙に記載の上、再び登録先の選挙管理委員会へ郵送する方法です。

①投票用紙等の請求

あらかじめ登録先の選挙管理委員会に「在外選挙人証」と「投票用紙等請求書」(総務省ホームページから入手できます)を送付の上、投票用紙等の請求を行います。

②投票用紙等の交付

投票用紙等の請求を受けた登録先の選挙管理委員会は、投票用紙等を直接郵送して交付します。

③投票用紙等の送付

投票用紙等の交付を受けた後、選挙の公示又は告示の翌日以後、同用紙等に記入の上、日本国内の選挙期日(投票日)の投票所閉鎖時刻(通常午後8時まで)に、投票所に到達するよう、選挙管理委員会宛に送付します。

※投票用紙等の請求は、郵送日数を考慮して早めに請求することが大切です。

日本日

日本国内で投票する場合

旅行等により一時帰国した方や帰国直後で転入届 を提出して3ヶ月を経ていない方(選挙人名簿に登 録されていない方)。

3.日本国内における投票

一時帰国等により、国内で投票される場合は、在外選挙人証を提示して、国内の投票方法を利用して次の(1)から(3)までの投票ができます。

│公示又は告示の日の翌日から選挙期日の前日までの間

(1) 期日前投票 (2) 不在者投票

選挙期日(投票日当日)

(3) 投票所における投票

※(1)から(3)までの詳しい投票方法については、市区町村の選挙管理委員会に お問い合わせください。